

災害用非常食

備蓄食品（食料・飲料水）を置く根拠：名古屋市の条例で規定

入所施設

入所者及び従業者の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない
→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を3日分準備

通所施設等

利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない
→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を準備

注意

- ★貯水槽の水を使用する場合は、**発災初日**で使用するよう想定すること
- ★施設が「**指定福祉避難所**」の指定を受けている場合は、上記分に併せて**必要量の食料**及び飲料水を3日分備蓄する（2ページ参照）

BCPを考慮した非常食の備蓄

- 規定された量の食品及び飲料水が備蓄してあるか
- 地震、水害等に加え、感染症発生時等も対応できる内容か
- 問題なく払い出しができるか
- 保管場所に献立表が掲示してあるか
- 施設内で備蓄食品に関する情報を共有しているか
 - 払い出しまでの動線に問題はないか
 - 転倒・転落防止措置がしてあるか
 - ライフライン遮断時でも問題なく提供できるか
 - 発災時に全職員が払い出しに対応できるか
 - ※管理栄養士・栄養士、厨房職員が不在でも対応できるか
 - 献立は、どの時間帯に発災しても対応可能なように、入所施設は**1～9食目**、日中活動系施設は**1～3食目**で作成するのが望ましい
- 栄養量が確保できるか（発災直後を除く）
- 利用者の体調や状態を配慮した食品を準備しているか
- ローリングストックを活用しているか

名古屋市の条例

入所施設

○障害者支援施設（短期入所、共同生活援助含む）

- ・名古屋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第4条
- ・名古屋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条

○障害福祉サービス事業所（短期入所含む）

- ・名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第4条

日中系活動施設

○障害福祉サービス事業所

（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等）

- ・名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第4条の2
- ・名古屋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第4条

参考

福祉避難所

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者など）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。

本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。

指定福祉避難所

- ・ 施設において、要配慮者に適した食料、飲料水、毛布及び簡易トイレを **3日分備蓄** する必要があります。

協定福祉避難所

- ・ 開設に併せて行政が運び入れるため、備蓄は不要です

施設別非常食備蓄量

3日分

- 障害者支援施設※1
- 共同生活援助
- 短期入所（ショートステイ）
- 指定福祉避難所※2

※1 自宅等から生活介護に通所している利用者を除く

※2 2ページ参照

1日分

- 日中活動系施設
生活介護※、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、
就労移行支援、就労継続支援（A・B型）

※自宅等から障害者支援施設に併設の生活介護に通所している利用者
を含む